

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等対策計画）改訂素案

2 案件の概要

平塚市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、平塚市防災会議が作成するもので、災害についての事前対策、応急対策等防災対策の基本的な指針を示した計画です。

この計画の改訂に当たり、神奈川県地域防災計画の改訂や平成28年熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨災害の教訓等を踏まえ、見直した結果を改訂素案としてまとめ、市民の皆様から広くご意見をいただくため、次のとおりご意見を募集しました。

3 募集概要

(1) 意見の募集期間

平成29年11月3日（金）～平成29年12月4日（月）

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

4 実施結果

(1) 提出意見数

個人から	2	人	3	件
団体から	0	団体	0	件
合計			3	件

(2) 意見内訳

項目	件数 (件)
地震災害対策計画 第3章第5節 避難対策	1
地震災害対策計画 第3章第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	1
地震災害対策計画 第3章第15節 自主防災組織等地域防災体制	1
合計	3

(3) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	1
イ：反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの	0
ウ：参考	取組を推進する上で参考とするもの	0
エ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	2
合計		3

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	地震災害対策計画 第3章第5節 避難対策	<p>避難所の収容能力や地理的条件から避難者の多くは一次避難所（公園）をそのまま流用するか、或いは自家用車内での避難生活が余儀なくされる。</p> <p>【提案内容】 避難所の確保出来ない地域に対する代替策の設定 ◎避難場所の確保 例)住宅地内道路の閉鎖等による自家用車駐車規制の緩和策等（各自治会区画の特性を考慮した緊急自動車以外の交通規制等）</p>	<p>公園は、原則、一時的に避難をする場所であり、また、車中泊避難は、エコノミークラス症候群の危険性もあることから、避難生活の場所としては考えていません。</p> <p>そのため、災害時には、避難生活に必要な物資等を備えた小中学校等、避難所への避難を想定しています。ただし、収容能力を超えてしまった場合など、指定された避難所への避難が困難な場合は、他の避難所での収容など、安全な避難場所の確保に努めていきます。</p>	エ：その他
2	地震災害対策計画 第3章第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策について	<p>道路施設点検による道路機能確保の観点から、路面下空洞調査等による機能維持の記載を要望します。</p> <p>なお、他事例として、横浜市防災計画において、路面下空洞調査等による都市施設の機能維持について記載されています。</p>	<p>路面下空洞調査等による機能維持について、第3章第11節に、次のとおり下線部分の記載を追加します。</p> <p>《課題》 ○ 災害時には道路の不通箇所が多数発生することが予想されることから、緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路について、<u>陥没対策を含めた事前の耐震対策が必要とされています。</u></p> <p>《今後の取り組みの方向》 1 道路機能の確保【土木部、まちづくり政策部】 道路管理者は、・・・道路機能確保に向けて、<u>路面下空洞調査を含めた道路施設の計画的な点検等の保全、耐震対策を進めます。</u>また・・・</p>	ア：反映
3	地震災害対策計画 第3章第15節 自主防災組織等地域防災体制	<p>避難所の収容能力や地理的条件から避難者の多くは一次避難所（公園）をそのまま流用するか、或いは自家用車内での避難生活が余儀なくされる。</p> <p>一次避難所（公園）における避難生活を踏まえ、最低限物的必須条件を満たす必要がある。</p> <p>【提案内容】 ◎防災倉庫設置に関する都市公園法の</p>	<p>公園は、原則、一時的に避難をする場所であり、また、車中泊避難は、エコノミークラス症候群の危険性もあることから、避難生活の場所としては考えていません。</p> <p>自主防災倉庫の建築面積の制限緩和に関してですが、公園に設置する防災倉庫は、一時避難の際の自主防災活動に必要な物資を保管するための倉庫として設置を許可しているもので、避難生活の</p>	エ：その他

		<p>現行規制の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市公園法（第2条第2項9号及び第4条） ◆都市公園法施行令（第5条第8項） ◆都市公園法運用指針 <ul style="list-style-type: none"> →自主防災倉庫建築面積の制限緩和 <p>◎避難所用防災資機材の調達・備蓄に関する費用支援</p>	<p>ために必要な備蓄品等の保管などは想定していないため、基準の緩和は考えておりません。</p> <p>そのため、避難生活に必要な備蓄品等の調達・備蓄への費用支援も困難と考えます。</p> <p>なお、指定された避難所への避難が困難な場合は、避難生活に必要な物資等を備えた他の避難所での収容など、安全な避難場所の確保に努めていきます。</p>	
--	--	---	---	--

<お問い合わせ先>

平塚市防災危機管理部災害対策課

電 話：0463-21-9734

電子メール：saigai@city.hiratsuka.kanagawa.jp

結果公表日

平成30年2月16日（金）